

日本機械学会交通・物流部門

「部門一般表彰」部門大会賞表彰内規

1. 部門大会賞表彰の設定

交通・物流部門は部門の活性化を図る一環として、部門賞、部門大会講演会及び当部門が主催する講演会において優秀な成果を発表した若手研究者及び技術者に対する優秀論文講演表彰のほか、部門大会講演会および部門大会併設の当部門が主催する講演会等での講演論文のなかで内容が特に優秀と認められるものに対しその研究者及び技術者を表彰する。

2. 被表彰者

本表彰は、交通物流部門の発展に対する貢献度や研究の独創性など研究論文の内容を重視するため、被表彰者に年齢制限は設けない。ただし、過去に日本機械学会論文賞、部門賞を受賞した論文と同一内容の講演論文は対象としない。

3. 被表彰者候補の資格

原則として日本機械学会の会員とする。但し、鉄道技術連合シンポジウムにおいては、非会員を候補とすることができる。

4. 審査の方法

交通・物流部門運営委員会から選考を委嘱された選考委員会で被表彰者を選考し、部門運営委員会で決定する。

5. 被表彰者の人数

当該年度の被表彰論文は原則として1編とし、表彰者は当該論文の執筆者（複数名も可）とする。ただし、特に優秀と認められる講演論文がない場合には、該当者なしとすることができる。

6. 表彰の方法

被表彰者が決定された場合は、速やかに部門長名で被表彰者に通知する。表彰は部門長名で行い、被表彰者に表彰状と記念品を贈る。

表彰の形式は以下のとおりとする。

日本機械学会 交通・物流部門 部門大会賞表彰

被表彰論文名及び被表彰者名

表彰理由（交通・物流部門大会講演会および部門大会併設の当部門が主催する講演会等における特に優秀と認められる講演論文を表彰する。）

表彰年月日

表彰者名（表彰当日の部門長名とする。ただし、前期部門長名の場合は日本機械学会「部門一般表彰」通則により、同部門長名の前に前期会期数と西暦年数を付す。）

7. 表彰の時期と場所

原則として、翌年度開催される交通・物流部門大会において行う。

8. 内規の改訂

この内規を改定する場合は、日本機械学会「部門一般表彰」通則に従い、部門運営委員会が審議決定する。

9. 表彰の英文名称

b)部門大会賞表彰 : **Transportation and Logistics Division, Certificate of Merit for Paper and Presentation**

付則

1. この内規は、2005年3月17日 交通・物流部門運営委員会承認制定。
2. この内規は、2007年5月22日 交通・物流部門運営委員会承認改定。
3. この内規は、2015年9月10日 交通・物流部門運営委員会承認改定。

以上